⑧-2 民事再生事件

報酬の種類	弁護士報酬の額
着手金(税込)	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額(1)事業者110万円以上(2)非事業者33万円以上(3)小規模個人及び給与所得者等22万円以上
執務報酬	再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務 量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる。
報酬金	①に準ずる(この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。)ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。

[※]保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

[※]民事再生法235条に基づく免責申立事件(免責異議申立事件を含む)の着手金は、左の着手金(2)、(3) の2分の1、報酬金は、左の報酬金の算定方法を準用する。